



議案第十三号

伝染病予防委員の手当支給に関する条例の一部改正について

次のとおり伝染病予防委員の手当支給に関する条例の一部を改正することについ

て、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、

本議会の議決を求める。

昭和四十四年三月十一日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四拾四年参月露式日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

伝染病予防委員の手当支給に関する条例の一部を改正する条例

伝染病予防委員の手当支給に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 伝染病予防委員の手当は、次に掲げる額とする。

- 一 医師 日額 二千元
- 二 その他の者 日額 千円

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。